

## 第4回定例会 議決結果

議会だよりでは結果のみをお知らせしていますが、詳しい審査状況などについては、会議録や委員会記録(2月下旬までにホームページ等で公開予定)をご覧ください。

◎=満場一致で可決 ○=賛成多数で可決

平成30年度 補正予算	一般会計／港湾事業特別会計／地方卸売市場事業特別会計／水道事業会計／公共下水道事業会計／交通事業会計 (追加議案)一般会計／港湾事業特別会計／国民健康保険事業特別会計／自転車競走事業特別会計／地方卸売市場事業特別会計／介護保険事業特別会計／後期高齢者医療事業特別会計／水道事業会計／公共下水道事業会計／交通事業会計／病院事業会計	◎
条 例	(制定) 一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	◎
	(一部改正) 函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例／函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例／函館市消費生活センター条例／函館市建築基準条例／函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例／特別職の職員の給与等に関する条例	◎
	(一部改正) 函館市立保育所条例(反対:日本共産党)	○
そ の 他	公の施設の指定管理者の指定(4件)／市道の路線認定および変更／定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結(17件)／人権擁護委員候補者の推薦	◎

### 審査のながれ

12月3日  
(※付託・分科会設置)  
本会議  
予算特別委員会

12月4日、5日  
(詳細審査)  
総務分科会  
経済建設分科会  
民生分科会

12月10日  
(採決)  
予算特別委員会  
本会議

予算特別委員会 12/3・12/10  
分科会 12/4・5

### 審査の概要

議案34件を原案のとおり可決

予算特別委員会では、平成30年度一般会計補正予算をはじめとする議案34件について、審査を行いました。委員会は、審査をより充実させるため、議長を除く全議員が委員となり、委員会内に各常任委員会が所管する事項と同様の事項を審査する総務・経済建設・民生の3分科会を設置し、付託案件を分担して審査しました。

各分科会は、各議案について論点整理を行い、論点に基づく質疑により、疑義を解明した後、委員同士の協議によって態度・賛否理由を取りまとめました。その後、委員会は各分科会から審査の経過と主な内容について報告を受け、採決を行いました。各分科会の主な審査過程は次のとおりです。

#### 総務分科会

議案21件を審査

**主な論点・疑問点等**

議案第1号 平成30年度函館市一般会計補正予算(総務分科会関係部分)  
○函館駅内方線付き点状ブロック整備費補助金  
・ 皆減の理由と今後の取り組み  
議案第18号から34号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について  
・ 協定に基づく取り組みの達成状況と変更理由

**主要な理事者の説明**

議案第1号  
当該整備は、国の鉄道駅バリアフリー化方針に基づき、函館駅の全ホームに、内方線ブロックを追加するもので、国において、利用者数や緊急度等を目安に整備対象駅を選定しているが、函館駅は、年度当初に国の選定から外れたことなどから、今年度の事業実施を断念した。  
すべての駅利用者にとって、ホームにおける転落事故を防止するための大変重要な取り組みであることから、今後、国の動向を注視していきたい。  
議案第18号から34号  
ドクターヘリに係る広域救急医療体制の充実をはじめ12の事業について、目標を達成し、初期救急医療体制の充実など3つの事業について、目標をやや下回る結果となっている。  
この度の変更は、現計画が平成30年度で計画期間を満了するため、現在、次期計画の策定作業を進めている中、3分野4事業を追加することに伴い、政策分野や取組項目に変更が生じることから、その根拠となる協定の一部を

#### 委員間の協議

変更しようとするものである。

議案第1号  
年度当初に国の選考に漏れることは予測できなかったのかという気はするが、重要な施策の一つなので、もっと国に障がい者に対する考えを要望するなど今後しっかりと取り組んでほしい。  
議案第18号から34号  
持続可能な圏域を形成するために、観光だけではない産業振興や、マネジメント能力の強化が求められている中、有効な取り組みだと確認できた。  
などの理由で賛成。

#### 経済建設分科会

議案11件を審査

**主な論点・疑問点等**

議案第1号 平成30年度函館市一般会計補正予算(経済建設分科会関係部分)  
○中合棒二森屋店テナント支援補助金  
・ 補助制度の内容および効果  
議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について(函館市ホテル恵風)  
・ 特例措置とした理由

**主要な理事者の説明**

議案第1号  
現在、棒二森屋店で営業をしている事業者のうち、駅前・大門地区内において新たに店舗を構えて営業を行う事業者を対象とした空き店舗等出店型については、事業者が同地区内で移転先を速やかに確保し、新たに店舗を構えて営業を続けられるよう、既存制度の要件の一部を緩和したものである。  
アネックス館のテナントビルとしての存続に伴い、新たに同館において営業する事業者を対象としたアネックス